

運輸審議会ご質問事項一覧

【平成28年12月13日審議】

番号	質問事項	ページ
1	今般の札幌市からの軌道の旅客運賃の変更認可申請について、軌道法第11条第1項に基づき、申請のとおり認可することとしたいとする根拠について、具体的にご教示いただきたい。	別添資料で回答
2	路面電車は、札幌市の地域公共交通、まちづくり及び観光に係る施策において、それぞれどのように位置づけられているのか。	1
3	札幌市は、軌道事業への上下分離方式の導入について、これまでどのような検討を行ってきたのか。また、これまでの検討を踏まえて、同方式の導入について今後どのように検討を進めていくこととしているのか。	3
4	札幌市交通局の設備投資に係る調達についての考え方をご教示いただきたい。コストの削減のためには競争入札を原則とすべきではないかと考えるが、競争入札率はどの程度か。	4

札幌市の計画体系と路面電車の位置付け

札幌市まちづくり戦略ビジョン（平成25～34年度）
・札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置付けられる総合計画
【路面電車の位置付け】・持続可能な都市を支える交通ネットワークの一つ

観光に関わる個別計画

都市づくりに関わる個別計画

札幌市観光まちづくりプラン（平成25～34年度）
・観光に関する取組の方向性をまとめた計画
【路面電車の位置付け】
・都心部での周遊や観光地との接続を支えるツール

都市再生特別措置法第82条に基づき「マスタープラン」の一部とみなす計画

札幌市都市計画マスタープラン（平成16～32年度） 都市計画法第18条の2
第2次札幌市都市計画マスタープラン（平成28～47年度）
・札幌の都市づくりの全市的指針
・目指すべき都市像の実現に向けた取組の方向性を全市的視点から整理
【路面電車の位置付け】
・都市づくりを支える公共交通ネットワークの一つ

札幌市立地適正化計画（平成28～47年度）
・都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導するための施策、公共交通の充実に関する施策についての計画
・路面電車沿線を集合型居住誘導区域に設定し、人口分布の偏在を是正しつつ、人口密度の維持・増加を図るため、土地の高度利用を基本とした集合型の居住機能が集積することを目指す
【路面電車の位置付け】
・都市づくりを支える公共交通ネットワークの一つ

「マスタープラン」と連携整合を取った計画

札幌市総合交通計画（平成23～42年度）
・札幌市の将来交通に対する基本的な考え方や短・中期における交通戦略
・交通に関する個別計画等を策定・実施する上での指針
【路面電車の位置付け】
・都心や都心周辺部での利便性の高い生活を支えるとともに、観光客などの来訪者にもわかりやすく、その特性を生かし魅力ある都心の創造等に寄与する交通機関

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく個別計画

札幌市地域公共交通総合連携計画（平成24～32年度）
・札幌市総合交通計画における交通戦略を基本とし、交通事業者や関係機関が連携し、公共交通の活性化を一体的に進めるための札幌市全域を対象とした計画
【路面電車の位置付け】
・都心や都心部周辺部での利便性の高い生活を支えるとともに、観光客などの来訪者にもわかりやすく、その特性を生かし魅力ある都心の創造等に寄与する交通機関

地域公共交通総合連携計画に即して実施する計画

札幌市軌道運送高度化実施計画（平成25～32年度）
・路線の環状化（ループ化）による回遊性の向上、新型低床車両の導入による利便性、快適性の向上等を図り、札幌の新たな魅力の創出や、まち歩きを気軽に楽しむ交流空間の創出、すべての人にとってやさしいまちの実現を目的

○都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）（抄）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2～4（略）

○都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）（抄）

（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針

二～六（略）

3～14（略）

15 市町村は、立地適正化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならない。

16（略）

（都市計画法の特例）

第八十二条 前条第二項第一号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第十五項（同条第十六項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

第2回運輸審議会宿題事項

札幌市は、軌道事業への上下分離方式の導入について、これまでどのような検討を行ってきたのか。また、これまでの検討を踏まえて、同方式の導入について今後どのように検討を進めていくこととしているのか。

- 札幌市軌道事業の上下分離方式の導入については、平成24年4月に札幌市が策定した「札幌市路面電車活用計画」において、「市が施設等を保有しながら別の事業者が運行する上下分離制度の導入を含めた持続可能な経営形態への見直しを図るため、経営、安全の両面から、事業運営のあり方について検討を進める」とされている。
- 札幌市としては、平成25年度に直営に代わる経営形態として上下分離制度の導入を図っていくこととしており、現在の検討状況は、主に、事故対応時も含めた上下事業者の連携体制等の安全管理体制や上下事業者における施設・車両の維持管理業務等の役割分担等を進めているところと聞いている。
- 札幌市は、今後、収支採算性の検証や運送事業の担い手も含めた、様々な検討が進んだ段階で、札幌市営企業調査審議会等の審議等所要の手続きを進めていく予定であり、上下分離制度の導入については、平成30年代前半を目指しているものと聞いている。

第2回運輸審議会宿題事項

札幌市交通局の設備投資に係る調達についての考え方をご教示いただきたい。
コストの削減のためには競争入札を原則とすべきではないかと考えるが、競争入札率はどの程度か。

- ・ 地方公営企業の契約については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令の規定が適用され、これらの法令においては、一般競争入札による契約締結を原則とし、定められた条件に該当する場合においては、指名競争入札や随意契約等により契約締結が認められる。
- ・ 札幌市交通局が行う設備投資等に係る契約については、札幌市交通局契約規程に基づき、「札幌市交通局工事等契約関係事務処理要領」、「札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領」等により、事務処理の必要事項が定められている。
- ・ 具体的には、平成27年度に札幌市交通局が実施した軌道事業に係る設備投資について、電車事業所（職員詰所・車庫）の外周柵改修工事の請負については、札幌市交通局工事等契約関係事務処理要領に基づき、一般競争入札により契約を締結している。路面電車ループ化区間停留所設備工事等の社会資本整備総合交付金事業として実施した工事の請負についても、一般競争入札により契約を締結している。これら工事の請負は4件であり、平均落札率は、96.3%。
- ・ また、車両車体・艀装改修業務等の業務委託については、札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領に基づき、指名競争入札により契約を締結しており、業務委託は4件であり、平均落札率は92.9%。
その他、レールの購入等物品の購入等については、一般競争入札により5件の契約を締結しており、平均落札率は93.6%となっている。
- ・ また、工事又は製造の請負について予定価格が250万円、財産の買入れについて予定価格が160万円、業務委託について予定価格が100万円を超えない場合のほか、その性質又は目的が競争入札に適しない場合等については、随意契約により契約を締結することができるものとなっている。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

○地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（指名競争入札）

第六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

○地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）（抄）

（随意契約）

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三・四（略）
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

別表第一（第二十一条の十四関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市 二、五〇〇千円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。） 一、三〇〇千円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 一、六〇〇千円
	市町村 八〇〇千円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 八〇〇千円
	市町村 四〇〇千円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市 五〇〇千円
	市町村 三〇〇千円
五 物件の貸付け	三〇〇千円
六 前各項に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市 一、〇〇〇千円
	市町村 五〇〇千円

○札幌市交通局契約規程（平成 4 年交通局規程第 17 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この規程は、札幌市交通局の行う契約について、別に定めがあるものを除き、その一般的な条件、手続等を定めることにより、適正な契約の締結と履行の確保を図ることを目的とする。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第19条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第1号に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円(物品の買入れにあつては、管理者が別に定める額)
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

○札幌市交通局工事等契約関係事務処理要領(平成5年管理者決裁)(抄)

第5 競争入札及び随意契約

1 一般競争入札

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の適用を受けるもの及び設計金額が別に定める金額以上の工事及び設計等の委託契約(以下「特定調達契約」という。)は、一般競争入札の方法により契約を締結するものとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の規定に該当する場合は指名競争入札、特例政令第10条の規定に該当する場合は随意契約の方法によることができる。

なお、一般競争入札に付する場合の手続については、別に定めるところによる。

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)(抄)

(適用範囲)

第三条 この政令は、特定地方公共団体の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は総務大臣の定めるところにより算定した額とする。)が総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額以上の額であるものについて適用する。ただし、次に掲げる調達契約については、この限りでない。

一 有償で譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をするために直接に必要な特定役務(当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。)又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約

二～五(略)

2 前項の予定価格は、一連の調達契約が締結される場合にあつては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(随意契約)

第十一条 特定調達契約については、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第五号、

第八号若しくは第九号又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。
一～六（略）

○平成28年総務省告示第十八号（抄）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

区分	額
物品等の調達契約	三千三百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二十四億七千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達	二億四千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	三千三百万円

○札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領（平成24年事業管理部長決裁）（抄）

（一般競争入札による場合の予定価格の額）

第40条 総務課購入等で予定価格が次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を超える場合は、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、公企令第21条の14第1項第2号から第9号までの規定のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 物品購入 160万円
- (2) 製造請負 250万円
- (3) 借受け 80万円
- (4) 業務委託 100万円

（指名競争入札による場合の予定価格の額）

第42条 第40条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合で、施行令第167条各号に該当する場合は指名競争入札の方法によることができる。ただし、公企令第21条の14第1項第2号から第9号までの規定のいずれかに該当する場合は、この限りでない。